

|    |  |  |
|----|--|--|
| 別紙 | 「海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域指定ガイドライン改訂案」、「洋上風力発電に係るセントラル方式の運用方針（案）」に対する意見公募の実施結果 |  |
|----|--|--|

| 番号   | 御意見の概要  | 御意見に対する考え方  |
|--|---|---|
| I. 海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域指定ガイドライン 改訂案                           |   |   |
| 改訂の手續に関する御意見   |   |   |
| 1  | <p>カーボンニュートラル実現に向けて洋上風力は重要な電源であり、今後も導入を進めていくことの必要性は理解できます。しかし、洋上風力に関しては、国会議員が事業者公募制度に介入し、特定の事業者から見返りとして金銭を受領したという疑惑によってその国会議員が逮捕されるなど、前代未聞な事態が起きています。これはまだ最近の出来事であり、洋上風力の制度に対する世間の信頼が大きく揺らいでいる状況にある中、巨額の基金が地域に作られるこの制度は不正の温床にならないかということを危惧しています。</p> <p>こういった基本的なルールを作る際の議論は、一部の地域や漁業者、業界団体との密談の中で決めるのではなく、公募制度の見直しの時のようにオープンな場での議論を通じて、国民全体の納得感という観点から制度設計を考えてほしいと思います。</p>  | <p>今回のガイドラインの改訂に当たっては、経済産業省・国土交通省の合同の審議会（洋上風力合同会議）における公開の場で議論を行い、その後にパブリックコメントを実施し、その際にいただいた御意見を参考とした上で、最終的な改訂に至る流れとしています。そのため、御指摘のとおりオープンな形での議論を通じて制度設計を行っています。</p>  |
| 2  | <p>我々漁業者は、洋上風力事業と漁業との共生策に対する期待や漁業への影響を心配する声がある中で、多くの発電事業者からの事業提案等を受け、漁協内の勉強会からスタートし、県漁連、県、市町などと膨大な時間をかけて協議を重ね有望な区域の指定を受けるに至っています。</p> <p>今回のガイドラインの改訂については、漁業に重大な影響を及ぼす内容が含まれているにも関わらず、我々漁業者のみならず、県や市町にも事前説明や意見聴取が無く、これまで建設的な姿勢で国と醸成してきた信頼関係を大きく損なうものです。</p> <p>また、このガイドライン改定案の論点については、「総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会／電力・ガス事業分科会再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会洋上風力促進ワーキンググループ」「交通政策審議会港湾分科会環境部会洋上風力促進委員会」第20回合同会議で承認されていますが、この会議の委員には漁業関係の専門家は不在で、漁業に重大な影響を及ぼす内容の妥当性等について、漁業の実態を考慮した検討が十分に行われていません。さらに、内容について、国が定める根拠のない地域共生基金の算定方法をガイドラインに盛り込むなどの不合理な内容や漁業者の意見を反映していない部分があり、このままでは到底受け入れることはできません。</p> <p>したがって、ガイドライン改定案の作成過程とその内容に重大な瑕疵があることから、今回の改訂を見送ることとし、再度、漁業者への説明や意見聴取を行った上で、その意見を反映した案を作成するなど、改訂の手續きについて現場を大事にする方法でやり直してください。</p> | <p>国としては、漁業者の方々のほか、広く国民の皆様から御意見を受け付けることが重要であると考えています。今回のパブリックコメントを通じていただいた様々な御意見を参考に、各地域の関係者の方々のお考えや国民全体の納得感という観点も勘案しながら、ガイドラインの改訂内容や今後必要となる対応を検討してまいります。</p>   |
| 3  | <p>このたびのガイドラインの改訂（案）については、洋上風力発電事業と漁業との約30年に及ぶ共存共栄の根幹をなす地域共生基金の算定式が新たに示されるなど、大きな改訂であるにも係わらず、洋上風力発電事業に協力する我々漁業者への事前説明が無く、また県や市町村に対しても何ら事前説明が無かったと聞いており、頭ごなしに改訂を進めることは、これまで国、県、市町村、漁業者等が建設的なプロセスで醸成してきた信頼関係を大きく損なうものです。</p> <p>については、関係漁業者に対する十分な説明と協議を行うとともに、我々漁業者の意見を反映、納得できる必要な改訂としていただきたい。</p>  |   |
| 第3章 促進区域の指定の基準   |   |   |
| 1. 気象、海象その他の自然的条件が適当であり、発電設備を設置すればその出力の量が相当程度に達すると見込まれること（第1号） |   |   |
| 4  | <p>NeoWinsの風況情報の情報を目安として参照するのはよいと思いますが、特に高い山や複雑地形がある陸に近い場所では実際の風況と乖離がある可能性があり、最終的な判断のためには風況の実観測が必要だと思えます。風況コンサルに検討してもら場合でも、実際に測定してみないと最終的には分からないと言われることも多く、また実際に測った結果と比較しても差が大きいことがあります。</p>  | <p>審議会での議論も踏まえ、促進区域の指定基準への適合性の確認はNeoWinsをベースに対応します。なお、セントラル方式のサイト調査を実施しない区域において、事業者が別途風況観測を行うことについては、地元の関係者等との必要な調整が行われることを前提に妨げないとしています。</p>   |
| 5  | <p>（改訂前の記載について、）「例えば、風況については、一般的に、設備利用率30%以上を確保するため、平均風速7m/sが事業性の目安となるといわれている。」と、欧州では設備利用率50%以上が一般的なのに、30%なんて低いハードルを「一般的」と称するのは無理があるのではないのでしょうか？また、「なお、7m/s未満の場合であっても一律対象外とするものではなく、あくまで事業性の見込みに係る判断の目安として扱う。」などと、さらにハードルを下げるとも納得できません。</p>   | <p>設備利用率30%以上を事業性の目安とする旨は今回の改訂内容ではなく、過去の審議会での議論を踏まえて記載したものです。また、平均風速7m/s未満の話は、風速のみで事業性が決定するものではないという観点のほか、低風速風車等といった今後の技術開発の進展にも配慮する趣旨で記載しているものです。</p>  |
| 6  | <p>着床式の水深について、「水深が概ね50mから60m程度までの海域を対象とし」とあるが、これは概ね50mから60m程度を対象とし、以前は記載のあった30m未満の区域は対象外と読み取れるが、その理解でよいか。</p>   | <p>50mから60mの間の10mを対象とするという意味ではなく、30m未満も対象です。なお、記載は誤解が生じないよう表現を修正します。</p>  |
| 7  | <p>「着床式の水深は概ね50mから60m程度までの海域を対象とし、それより深い水深の場合は浮体式による実施を想定」という形に修正」などと、陸地から近い場所に設置すると、ヒトへの健康リスクが高くなることは関係なく、事業性のことしか考えていません。リスクをしっかりとわきまえた上で、ストップをかけられる仕組みも必要なのでは？</p>   | <p>「陸地から近い場所に設置すると人への健康リスクが高くなる」という御指摘の事実関係が明確ではありませんが、再エネ海域利用法の公募で選定された事業者は、環境影響評価法及び電気事業法に基づき、当該事業の実施が環境に及ぼす影響について調査、予測及び評価を行うとともに、当該事業に係る環境保全措置を検討し、その過程において、環境への負荷をできる限り回避し、又は低減すること等に努めることが求められています。</p> |

|  |   |  |
|--|---|--|
| 8  | <p>促進区域の単位としては、35万kWの規模を目安として指定しつつも、規模が大きい程、発電コスト低減を通じた国民負担低減、電力安定供給の促進に繋がると考えます。現在、同一都道府県内の近傍の海域で別々に準備区画・有望区域指定がなされる例もありますが、調整段階/指定時期に近い海域においては、有望区域指定段階あるいは、促進区域指定段階において、複数海域を一体化することによる1事業あたりの規模拡大についても検討いただきたい。</p> <p>あるいは、(round4以降の)公募占用指針の修正となりますが、現在の指針案では、複数の促進区域に対して同時に入札を行うとしても両案件を同時に実施する前提での計画提出は認められておりません。複数同時落札を前提とした入札を認めていただけないか。</p>                                      | <p>促進区域毎に利害関係者を特定して協議会を構成しており、それぞれの区域で公募を実施する際の前提となる協議会意見とりまとめを整理しているため、複数の促進区域を1つの区域に一体化して公募を行うことは困難であると考えています。</p>   |
| 4. 発電設備と電気事業者が維持し、及び運用する電線路との電氣的な接続が適切に確保されることが見込まれること (第4号) |   |  |
| 9  | <p>「ノンファーム型接続の場合は連系予約が確定されていること」及び「当該区域において、事業者が接続契約申込をし、受け付けられることにより、暫定的な系統容量の確保又は連系予約をしている場合」の記述における「連系予約」は、発電設備等系統アクセス業務の流れのうち、どの時点のことを指すのでしょうか。</p>   | <p>電力広域的運営推進機関の「発電設備等に関する系統アクセスの流れ」の資料において、一般送配電事業者は契約申込み受付時点をもって連系予約を行う旨が記載されています。</p>  |
| 10   | <p>改訂案に記載のとおり、一定段階で系統確保スキームの対象でない海域については、事業者が自身で確保した系統接続を活用する旨に賛同しますが、対象区域の発電ポテンシャルを踏まえた適切な出力規模となっているかは、事前に国の検証が必要と考えます。系統確保スキームと、各海域の合意形成や調査などの進捗が一致しているとは限らないため、系統接続の見込があるのであれば、他条件が整った海域から公募を開始することが、効率的な案件形成に繋がると考えます。一方で、事業者が確保した系統接続が適切でない場合、発電所が小規模となる可能性があるため、公募前にその妥当性を評価すべきと考える。</p>  | <p>前提として、今後は系統確保スキームに基づく対応を原則とすることとしており、事業者が確保している系統接続を活用することは、あくまで例外的な対応であると御理解ください。</p> <p>その上で、事業者の系統接続を活用する場合には、その系統接続の承継を前提として事業者公募を行うため、公募で想定する発電出力の規模も当該系統接続において前提とされる条件に基づく必要があります。そのため、国に情報提供を行う都道府県に対して、系統接続に関する意向を確認することとしています。</p> |
| 11   | <p>事業者が自身で確保する系統接続について、契約締結に向けた手続きの最中で系統確保スキームの対象となった場合でも、その系統接続が適切なものであれば、それを利用して促進区域に指定可能ということで相違ないでしょうか。既に事業者による系統確保が進んでいる場合は、それを活用した方がより効率的な案件形成に繋がる可能性があると考えます。</p>  | <p>有望区域への整理に当たって、都道府県から事業者が確保した系統接続の活用を希望する意向があれば、国による系統確保スキームの対象にはしません。また、系統確保スキームの対象とする場合には、事業者が確保した系統接続を活用する形での事業者公募は実施しません。</p>  |
| 12   | <p>個社による系統契約が、そのままセントラル方式の系統枠に充当される可能性が記載されていますが、この場合の接続契約申込時の保証金の取り扱いについてご教示願います。特に、複数事業者が同一事業についての系統枠を確保している場合、保証金の没収や返還等の対応はどのように整理されるものなのでしょうか。</p>   | <p>「個社による系統契約が、そのままセントラル方式の系統枠に充当される可能性」という趣旨が不明ですが、系統確保スキームでは、公募の際に事業者が行う接続検討申込の前提条件を事前に整理するものであり、公募に参加する事業者はこの前提条件の内容に沿う形で、公募時に一般送配電事業者に対して接続検討申込を申請するという形となります。従って、接続検討申込に係る保証金の取扱いについて、系統確保スキームで特段の取扱いを定めるものではありません。</p>                   |
| 13   | <p>「②都道府県が、①に該当する系統接続の活用を前提として、国に当該区域の情報提供を行っていること」とされているが、前提とするとは、情報提供の時点で①の状態を満たしている必要があるのでしょうか。もしくは、都道府県が情報提供を行う時点では、都道府県に事業者が確保している系統接続を活用する意向があればよいのでしょうか。</p>   | <p>都道府県が国に情報提供を行う際、①に該当する系統接続の存在を認識した上で、その系統接続を活用する意向と併せて情報提供が行われる必要があります。</p> <p>なお、各事業者が個別に系統接続を確保することによる弊害を取り除くために、今後は系統確保スキームに基づく対応を原則とした背景を踏まえ、本件の趣旨について御理解をお願いします。</p>   |
| 14   | <p>促進区域指定にあたっては、洋上風力発電所からの海底ケーブル揚陸点候補地もしくは候補エリアも明確にして欲しい。もしくは促進区域近隣の沿岸に揚陸点として候補地が確保できない場合は、促進区域外へのケーブル敷設についても許容して頂くよう柔軟な対応をお願いしたい。</p>  | <p>海底ケーブルの揚陸地点の明確化を行う必要性を踏まえ適宜判断します。なお、促進区域外に海底ケーブルを敷設する場合、その部分も占用許可の対象となるため、追加で促進区域の指定を行うことが必要となりますが、その場合に新たに利害関係者に該当する者が出てくる可能性があり得るため、そのような対応が適切と言えるかを慎重に検討することが必要となります。</p>  |
| 5. 発電事業の実施により、漁業に支障を及ぼさないことが見込まれること (第5号)                    |   |  |
| 15   | <p>「漁業への影響」と書かれていたものが、「影響があるのは当たり前なので、支障という言葉に変える」ということですが、すぐに見える(あるいは予想される)ものでなければ、「支障」でなくなり、中期的な支障が出るかどうかは現時点でわからないのですから、「漁業者無視」の姿勢と言えます。</p>   | <p>関係漁業団体も構成員となる協議会において、促進区域の指定に異存はない旨の協議が調わなければ促進区域への指定は行っていないため、「漁業者無視の姿勢」という御指摘はあたらなないと考えます。</p>  |
| 16   | <p>「漁業への支障の有無」は、協議会ではなく、従来通り「漁業者(関係する漁業団体)」が判断すべきものである。</p>   | <p>対象区域における漁業への支障の有無については、協議会の構成員となる関係漁業団体の考えが尊重されるべきものと考えており、その趣旨が分かるよう表現の仕方は修正します。</p>   |
| 第4章 促進区域の指定に係る手続き  |   |  |
| 1. 促進区域の指定に係る手続きの概要  |   |  |
| 2. 既知情報の収集及び系統確保スキームの事前調査                                    |   |  |
| 17   | <p>「また、当該区域の範囲が一の都道府県に収まる場合であっても」の「一の」は「一つの」の誤記かと思われま</p>   | <p>「一の」という表現は法律の用例として存在しており、誤記ではありません。</p>   |
| 18   | <p>一般送配電事業者等に対して概略検討(接続検討における申込書記載項目について一定の仮定等を置いて技術的な観点から連系の可能性やその際の条件等の検討を行う作業を指し、送配電等業務指針に規定する接続検討としては取り扱わない。)を依頼し・・・とあるが、北海道の準備区域5区域で実施された系統確保スキームに関する調査のように事業者の意見を事前に確認することも必要ではないでしょうか?また、系統確保の見込みがついた段階で、その海域で事業計画を予定している事業者に対して、先行的な接続検討の申込実施を認めて頂きたい。事業者の知見をうまく活用し、実現可能な規模で検討いただきたい。</p> <p>複数の事業者が公募入札を予定している場合、接続検討の手続きに時間を要し公平性の担保ができない恐れがあるため、少しでも早く接続検討を実施できる体制を構築すべきと考えます。</p> | <p>事前調査では必要に応じて、対象区域において想定する出力規模に対する参考意見を事業者から受け付ける等、事業性の観点も考慮して検討を行っています。また、系統確保スキームの対象区域における事業者の接続検討申込は、国が電力広域的運営推進機関を通じて一般送配電事業者に対し暫定的な連系予約を要請した時点よりも後に受け付けることを想定していますが、具体的な時期は今後周知します。</p>   |
| 19   | <p>一般送配電事業者とやり取りをする際、自営線が長距離になる場合は、漏れなくSVC/STATCOMといった調相装置の設置を示唆されるものと思われま</p> <p>これ以外にも、高調波共振の有無といった高度なシミュレーションを要求され、系統契約時の対応を要求されますが、どこまでの検討を国により実施いただけるのか、ご教示いただければ幸いです。</p> <p>当該シミュレーションには、一般送配電事業者が保有している系統情報の開示が必要であり、解析・結果の合意プロセスにそれなりの時間を要するため、事業者選定後に事業者側での実施が必要な場合は、解析後に対策設備が大幅に追加され、事業の実現性やコストへ与えるインパクトが大きくなる等の懸念があります。</p>   | <p>系統確保スキームにおける概略検討の中では、一定の仮定を置いた上で出力変動等に関する対策の検討も行っていますが、それらの内容を含め、事業者が一般送配電事業者に対する接続検討申込の前提条件をどのような形で整理するかは検討中です。いただいた御意見は今後の検討に当たって参考とさせていただきます。</p>  |

|                  |   |   |
|------------------|---|---|
| 20               | <p>確保された系統情報は陸上の電気設備や送電線ルート設計、系統混雑などの発電抑制量試算、連系可能日など事業性を検討するうえで非常に重要な情報です。系統確保スキームの流れでは接続の蓋然性は有望区域の要件を満たす判断となるので、有望区域選定時に接続の蓋然性の有無だけでなく、一般送配電事業者からの接続検討の回答など、具体的な系統情報を公表して頂きたいです。</p>   | <p>系統確保スキームにおける調査で取り扱う情報は、通常一般に公開されない接続検討回答等に関わる内容を多く含んでおり、また未確定・検討途中の情報を広く公開することは、今後の発電事業者公募における競争性に影響を与えおそれがあるため、国による暫定的な連系予約の要請より後の時点など、内容が確定された後に情報提供を行うことを想定しています。</p> <p>また、公募時に事業者が接続検討申請を行う際の前提条件となる事項は提供する情報に含まれますが、それ以外の検討時の情報をどこまで対象にするかは今後の検討を行う中で整理します。なお、調査の際には、区域の想定出力規模や連系点の選定のほか、連系点までの自営線の想定ルート等、発電事業者が検討を行う事項についても必要に応じて加味した上で妥当性の検討を行っています。</p> |
| 21               | <p>「系統確保スキーム」の事前調査における、「系統接続の蓋然性（連系箇所の候補や技術的要件等）や接続費用の概算を整理」について、何をどこまで国で実施頂けるのか明確にお示しいただきたい。検討にあたっては、具体的な連系先に加えて、事業者側にて工事を実施する範囲（揚陸点や陸上ルート、連系変電所位置等の自営線工事）も加味して検討してほしい。また、それらの情報については、【（参考）系統確保スキームの流れ】の公募占用指針の策定の時期ではなく、できるだけ早期に事業者へ提供して頂きたい。</p>   |   |
| 3. 有望区域及び準備区域の整理 |   |   |
| 22               | <p>協議会は、関係漁業団体に洋上風力発電事業推進に向けての調整を行っていく素地があったうえで開催すべきである。関係漁業及び団体の特定が不十分で理解も得られないままでの拙速な案件形成の進め方では、漁業者の混乱が大きく、案件も進まなくなる。</p>   | <p>漁業者等の地元関係者からは、協議会が立ち上がるとなし崩し的に促進区域に指定されてしまうのではないかとこの警戒感を持たれていることが少なからず存在しており、これを解消する目的で今回の改訂を行ったものです。一方、協議会の設置には、具体的な議論を行う状況が整っている必要がありますので、記載の表現は修正します。</p>   |
| 23               | <p>「準備区域は案件形成の初期段階に着手することを想定した施策の対象となるほか、計画的・継続的な市場形成に向けた予見性を高める観点から、まずは準備区域への整理を視野に、都道府県には案件形成の初期段階からの情報提供を推奨することとする。」とありますが、国による施策を計画的に複数海域で実施しなければ、効率的な案件形成に繋がらないと考えます。また、施策の対象海域については、長期的な見通しを公表いただきたい。促進区域への指定は利害関係者の合意が必須であることから、必ずしも調査等の施策が完了した海域から促進区域に指定できるわけではなく、進捗にずれが生じた場合に公募に向けた案件形成が遅れる可能性がある。</p>  | <p>エネルギー基本計画や洋上風力産業ビジョン等に基づき、長期的な展望の下に促進区域の指定や各種施策を実施しています。いただいた御意見は参考にさせていただきます。</p>   |
| 24               | <p>協議会の設置前での調整を必須とできても、準備区域として整理（公表）されてしまう可能性がある。関係漁業及び団体の特定が不十分で理解も得られないままでの拙速な案件の進め方では、混乱が大きく案件も進まない。</p>   | <p>国に情報提供を行う都道府県において、準備区域への整理に当たって広く関係漁業団体の意向を配慮する観点を盛り込む形で表現を修正します。</p>  |
| 4. 協議会の設置、運営     |   |   |
| （１）協議会の設置        |   |   |
| （２）協議会における協議事項   |   |   |
| 25               | <p>今後、全国的に案件形成が進んでいく中で、地域間でのバラツキがなく、公平性や平等性が保たれてそれぞれの地域で議論が進んでいくことは大事なことである。そういった観点からも協議会における協議事項について、この度、国が具体的な内容として1から4のとおり示すことに賛成である。また、地域共生基金についても、地域間で算定方法等にバラツキがあると、地域での議論に影響が出かねないため、この度の算定式のとおり国が一定のルールを示すことに賛成である。</p>   | <p>地域共生基金とその算定式に対する考え方については、賛否両論ある状況も考慮しつつ、以下の形で取り扱うものとして表現を修正します。</p> <p>（１）事務局が提示したkW×250×30の算定式は、再エネ海域利用法に基づく発電事業者公募の第2ラウンド以降の各地域において共通の考え方として調整してきた経緯を踏まえ、算定式をガイドラインに明記する方針は変更しない。</p>  |
| 26               | <p>洋上風力発電を導入した地域への利益還元となる地域共生基金は、案件形成を進めるうえでも、地域間の不平等があってはならないと考えます。そのため、国民負担等の観点を踏まえつつ、根拠を明確にしたうえで、国が全国一律に金額基準を定めて提示すべきであると考えますので、改定案のとおり賛成いたします。</p>  | <p>（２）他方、地域共生の取組を抑制することが目的であるかのように捉えられ得る表現は落とした上で、基金に関する取扱いは従来と同様に、地域の状況を踏まえ協議会で整理するものとし、その際、基金の規模は提示した算定式を参考とする。</p>   |
| 27               | <p>今回の改定案では、「地域共生基金（地域や漁業との共生のために出捐される基金）」において、基金への出捐に関する算定式が示されている。これは、第2ラウンド以降の区域での公募と同様の算定式であると理解しているが、今後の公募においても、今回の改定案で示された算定式に基づくことを原則とすべきである。今回の改定案においても「地域間における公平性の観点も鑑みて」との言及があるが、今後の公募において、今回の改定案で示された算定式を上回る基金の規模となれば、先行して案件形成を行い公募を行った区域の地域から不満が噴出し、公募を終え工事等に着手した地域に無用な混乱を与え、当該区域の発電事業や地域理解等に悪影響を及ぼすことが懸念される。</p> <p>また、今後の公募において、今回の改定案で示された算定式を上回る基金の規模となれば、制度の安定性の観点から再エネ海域利用法に基づく洋上風力発電の制度への不信感を与えるだけでなく、今後の案件形成やガイドライン改定の議論がある度に、基金の規模を吊り上げる交渉を誘発し、地域や関係者間での合意形成を阻害し、今後の案件形成を遅延させる等の悪影響が懸念される。</p> <p>さらに、基金の規模を増額させることは、公共財の性質を有する電気料金をさらに上昇させ、国民負担を増加させる可能性があることを念頭に議論される必要がある。そのため、国や有識者会議においては、地域共生基金の目的とその規模や、電気料金について責任を持ち、案件形成を行う各地域に加え、広く国内の電気料金負担者に理解してもらうために、合理的な制度とするとともに、幅広い関係者への説明を尽くしていくべきである。</p> | <p>（３）基金を原資に実施する共生策については、これまでの各区域の「協議会意見とりまとめ」に見られるように、漁業等との共存共栄の観点を踏まえ、漁業等の振興を基に望ましいと考えられる「地域の将来像」を策定し、その実現を目指すために基金への出捐を行うもの、という趣旨を改めて明確化する。</p> <p>また、「地域の将来像」を策定する前提として、地域により多種多様な漁業が実施されている点など、対象となる地域や漁業の特徴を踏まえた議論が重要であることも併せて記載する。</p>   |

|    |  |
|----|--|
| 28 | <p>今回のガイドライン改訂案で基金についての記載が追加され、その基金の規模は既存の交付金をベースにした客観的な算定式が提示されていますが、一方で、資料上の記載は「基金への出捐は次の算定式（発電設備出力（kW）×250×30）によるものとする」という言い方をしています。これは、この算定式によらない場合というのがあり得るのでしょうか。具体的には、地元や漁業者から反発があった場合、その地域はどのような取り扱いになるのでしょうか。</p> <p>実際に、一部の地域ではこの算定式による規模を大きく超えて100億円以上を出捐することになっている例も見られます。そのような地域からすれば、今後この算定式を前提とすることは受け入れ難いと感じるでしょうし、この算定式に対して反発を示すのではないかと思います。国として今後はこの算定式によると考えるならば、その実効性をどのように担保するのか、あるいはこの算定式によらない事例ではどのような対応をし、その際に公平性・公正性・透明性の観点をどのように担保するのか、国はその点を明確化する必要があると思います。</p> <p>今回提示した算定式を国として進めるのであれば、このような算定式が必要となった背景を説明し、そのうえで基金額を地域ごとに個別調整するようなことは極力避けるべきです。もし例外となる事象があり得るとするならば、その際には金額の適切性をどのように判断するのか、必要な説明責任をどのように課すのか、といったことをガイドラインで明記すべきではないでしょうか。</p> |
| 29 | <p>漁業の方法や規模、関係者は津々浦々で多種多様であり、地域間における公平性を目指すのであれば、基金の規模の算定式を全国一律とすることは逆に地域間の不平等と対立を招く。</p> <p>「基金の規模は供給価格にも影響する」とあるが、具体的な影響度合いやほかの要素（発電事業者の利益率や人件費、資材費など）を含めて洋上風力発電を実施するための費用分析などの根拠がなく、国民負担の抑制をうたい文句としただけの詭弁である。</p> <p>仮に総コストや内訳について十分な検証が為されていたとしても、漁業との共生のための基金がほかのコストに先がけて真っ先に抑制対象とすべきものという今回の判断は、絶対に容認できない。共生策は個別・各地の事情を加味し、地域で議論すべき。</p>   |
| 30 | <p>促進区域に指定されていないものの、既に国への情報提供を行った海域では、地元が基金などの地域共生策を含む内容について協議し、理解が得られた結果、導入に向けた手続きが進められている。今になってガイドラインを改訂し、すべての海域一律の算定式で基金額を決定することは、地元関係者としては到底受け入れられるものではない。</p> <p>今回のガイドライン改訂では、地域共生基金の抑制の観点しか考慮されていないが、国が目指す国民負担の抑制を実現するためには、発電設備の製造・建設コストなど発電事業全体のコストについて、それぞれ基準を設けるなどの方法により、対応していくべきである。</p>  |
| 31 | <p>一律に決められた算定式で地域共生基金の額を決定するものではない。地域共生基金は、地域や漁業との共生のために出捐される基金とされているが、地域によって実情は異なる。すでに情報提供を行った海域では、基金の活用を含めて協議し、理解が得られた結果導入に向けた手続きが進められている。</p> <p>ガイドラインを改正し、すべての海域を一律の算定式で基金額を設けることは、これまで時間をかけて協議し、理解を得てきたものが無駄になり、事業進行の妨げになってしまうのではないかと考える。</p>  |
| 32 | <p>九十九里沖は、現時点では促進区域には指定されていないものの、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（以下、再エネ海域利用法という）施行前から発電事業者と漁業関係者で協議を続けてきており、有望な区域選定のための情報提供にあたっては、漁業関係者と地域共生策等を含む内容について協議し、理解が得られた結果、千葉県を通じて国へ情報提供を行い、令和4年9月30日に有望な区域に選定されました。促進区域指定ガイドラインの改訂にあたっては、情報提供するまでの漁業関係者及び町の長きにわたる協議結果などの過程を理解いただき、全国一律での地域共生基金の算定式の適用が行われないう、お願い申し上げます。なお、議会に対しても、海洋再生可能エネルギーの導入に向けた説明を行い、推進に対して理解をいただいている状況であることを申し添えます。</p> <p>一方、今回の促進区域指定ガイドライン改訂の手續に伴い、県や市町村、漁業者等関係者への説明が不足していると感じられますので、再エネ海域利用法第3条の「国、関係地方公共団体、海洋再生可能エネルギー発電事業を行う者その他の関係する者の密接な連携の下に行われなければならない。」との規定を踏まえて、関係者への丁寧な説明をお願いします。</p>  |
| 33 | <p>基金算定式の部分の削除を願います。当市の属する海域である「九十九里沖」につきましては、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律に基づく「促進区域」の候補となる「有望な区域」として、令和4年9月に選定されています。こちらの選定にあたっては、平成26年来、長い年月をかけて地元の漁業協同組合等、関係者調整を行い、一定の理解を得た上で成り立ったものです。</p> <p>関係者調整に際しましては、先行事例含め、本事業におけるメリット、デメリットを説明し、一定のご理解いただいた上での調整となっています。特に、今回の改訂案に示されている地域共生基金につきましては、地域共生策として、洋上風力事業者と協議して内容を決めていくという認識であり、単純な算定式で決めていく性質のものではないと考えております。一旦合意をいただいた地元関係者等に対しても、大幅に条件が変わってしまうことから、今後の進捗に著しく影響することが懸念されます。</p> <p>また、既に促進区域となっている区域との格差が生じることも懸念しています。既に事業者選定が完了した地域含め、地域共生部分については一律の考えに統一していただかない限り、地元関係者等に対し説明が付きません。</p>   |

|    |  |
|----|--|
| 34 | <p>地域共生基金は、事業者が収益事業としての発電事業を実施する中で、地元産業等との共生のため、明確な活用目的をもって企業努力として出捐するものであり、それぞれの海域の特徴に基づき、地元と事業者との話し合いを基に協議会での協議を踏まえて必要額を盛り込むべき性格のものです。また、国が交付算定式を定め、電源立地対策のため電源開発促進税を原資として市町村等に交付される電源立地促進対策交付金等とは明確に異なるものです。よって、ガイドラインで国が地域共生基金の規模の算定式を示す根拠はありません。</p> <p>閣議決定により策定された「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海洋の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針について」の第3促進区域の指定に関する基本的な事項、(2)協議会の運営に関する事項、②協議会の運営については、「経済産業大臣及び国土交通大臣は、漁業・地域との協調の在り方について協議会での協議が調った意見については、その内容を公募占用指針に反映すること等により、その協議の結果を尊重することとする。」とあり、協議会の協議を重要視しています。しかし、ガイドラインで地域共生基金の規模の算定式を示すことは、協議会での協議を国自ら制限することに繋がり、当該方針と整合性がありません。</p> <p>これまで、地域（漁業）共生基金の規模について、第1ラウンドにおいて国の担当者から漁業者と発電事業者との民・民での協議には関与しないとの説明があったことを踏まえ、協議会で基金の枠組みや活用目的などを承認した上で、関係漁業者や発電事業者の理解の下に地域（漁業）共生基金の規模も含めた公募占用計画が提出されてきています。また、今後促進区域の指定を推進している区域についても先行事例を基に話し合いが行われてきており、今回の改訂により一方的に国が算定式を示し枠組みを変更することは著しく不合理です。</p> <p>海域により漁場特性やそこに生息する水産物の種類や量は大きく異なっていることから、漁法、漁業の規模、関係者は区域ごとに多種多様なものとなっており、当然、地域共生基金の規模も海域の特徴を考慮することが必要不可欠です。ガイドラインの改定案では、国が地域共生基金の算定式を示した理由として「地域間における公平性の観点も鑑みて」とありますが、基金の規模の算定式を全国一律とすることは逆に地域間の不平等と対立を招くこととなり不合理です。</p> <p>ガイドラインの改定案では、基金規模の算定式を示す理由として「地域の共生」と「国民負担の抑制」の両立を前提に」とありますが、その根拠が全く示されていない中で、あたかも国民負担の抑制を理由とするのは不合理です。また、事業者が収益事業としての発電事業を実施する中で、地元産業等との共生のため、明確な活用目的をもって企業努力として出捐するといった地域共生基金の重要性も併せて考えると、この基金が他のコストに先がけて抑制対象とすべきものという判断は容認できません。</p> <p>ガイドライン改定案の地域共生基金の規模の算定式ではkWあたりの単価は250円としており、「セントラル方式運用方針の策定、促進区域指定ガイドラインの改訂に係る論点について」の11ページの注釈に「kWあたりの単価は・・・水力の単価250円を採用。係数は・・・30（年）を用いる」とし、電源立地対策のため電源開発促進税を原資として市町村等に交付される電源立地促進対策交付金の水力発電の金額を採用したとされていますが、なぜその単価が採用できるのか、また、水力発電とは異なりなぜ係数に年数を用いるのか、理由の説明がなく、計算式の根拠や妥当性が不明です。</p> <p>以上から、地域共生基金の規模について、国が全国一律の算定式を示すことは問題が多くかつ不合理であり、その算定基礎は削除してください。</p> |
| 35 | <p>地域共生基金については、第1ラウンド当時、国の担当者から漁業者と発電事業者との民・民での協議に関与しないとの説明がありました。それを踏まえ、銚子市沖洋上風力発電事業では、他の事例を参考にするなどして地域漁業や漁場利用の特性等に合せた漁業共生策の内容や規模を検討し、発電事業者からも一定の理解を得たうえで、発電事業者より118億円を分割にて銚子市漁業振興基金へ出捐を受けております。</p> <p>当地区においては、既に漁業振興基金を使用して漁場実態調査等を開始しておりますが、今年度は、その調査の一環として、魚介類の増集効果のデータ収集のためにかなり小規模な試験用魚礁を5ヶ所設置しました。然しながら、この費用だけでも数千万の単位となっており、この試験礁のモニタリング結果をもとに洋上風力発電が運転開始後に魚礁の設置を含む本格的な漁場創生を図る計画をしておりますが、広大な促進区域及びその周辺海域への魚礁設置を含む漁業共生策は膨大な費用が予想されます。</p> <p>現在、当地区で計画しているような、洋上風力と漁業との共存共栄を実現するための漁業共生策を行うには、今回示されたガイドライン改定案に記載の算定式で計算される共生基金の規模では、不可能な状況になることが予想されます。このため、新たな算定式による出捐金の額はあくまで最低限とし、それに加えて各地域の漁業特性並びに漁業共生の計画に応じて必要な額を加算するべきであると考えます。</p>  |
| 36 | <p>漁業共生基金については、第1ラウンド当時、国の担当者からは漁業者と発電事業者との民・民での協議には関与しないとの説明があったと聞いており、他の事例を参考にするなどして盛んな地域漁業や漁場利用の実態や特性等に合わせた漁業共生策の内容や規模を検討し、関係漁業者や進出を希望する発電事業者にも提示して一定の理解を得るなど進めてきています。</p> <p>また、共生策を通じた漁業と洋上風力発電事業との共存共栄の実現については、我々のように漁業権漁場内で有望な区域の選定を受けた地域と各浜でそれぞれ状況が違ふと考えます。このため、新たな一律の算定式は必要なく、これまでの我々の取組に影響が及ばないようにしていただきたい。</p>  |

|                         |   |  |
|-------------------------|---|--|
| 37                      | <p>今回提示されている算定式 (kW×250×30) はこれまでの区域の事例をもとに定めており、その算定の考え方は電源立地地域対策交付金を参考にしていることが書かれているが、一方で、千葉県銚子市沖では118億円と大幅に乖離した事例が存在している。この118億円という金額はどのような根拠に基づき算定されたものなのか、透明性の観点からその考え方を示すべきではないのか。</p> <p>千葉県銚子市沖の公募説明会での千葉県の資料では、出捐の考え方が3点示されており、その一つには「9年連続水揚高日本一の漁港を持つ日本有数の漁業が活発な海域において、大型洋上風力発電事業と漁業との協調・共生・振興策を実施する必要があること」と記載されているが、銚子漁港での水揚の主な漁場は、風車を設置する海域とは違う場所であると思われ、これが理由として当てはまるのか疑問である。他の理由として、初の着床式洋上風力の公募で不確実性が大きいという点はあるかもしれないが、そうであれば、千葉県銚子市沖以降の公募では、今回提示している算定式を適用していることを考えると、今後の公募ではこの不確実性が高いという理由で個別の額を適用するものではないと考えるのが自然である。</p> <p>そもそも、秋田県の協議会とりまとめでは算定式 (売電収入の0.5%) が記載されていたのに、銚子市沖では記載がなく、公募説明会の時に千葉県から提示された形になっているが、何故このような対応となったのか、プロセスの透明性から適切と言えるのか疑問である。客観的で透明性のある形で洋上風力の制度を運用してほしい。</p> | <p>千葉県銚子市沖の基金額は国が算定したものではなく、公募説明会で千葉県から提示されたものであるため、当該基金の金額の算定根拠は千葉県に問い合わせください。</p>  |
| 38                      | <p>電源の立地地域やその地域の漁業者との共存共栄という観点から、一定の金額を基金として積み立てることを否定するつもりはありません。しかし、今まさに政権与党での巧妙な裏金作りが大きな問題となっており、本来クリーンな電源として導入を進めていくべき洋上風力が、新たな利権を生むきっかけになることは絶対に避けなければなりません。</p> <p>そのため、基金自体は発電事業者と地元や漁業者との民間でのやりとりとは言え、国の立場として公正なガバナンスを保持するために、基金額の算定方法と、基金からの支出や運用においてどのように透明性を確保していくのかという点が重要であると考えます。また、「透明性の確保」という言葉を示すだけでなく、どのような方法によって透明性を担保するのかといったことも併せて明確化すべきと考えます。</p>   | <p>基金の支出や運用に関しては、事業者選定後に定期的に開催される協議会の場で必要な報告を行うこと等を通じて、透明性を確保していくこととしています。また、審議会でも「地域の将来像と共生基金の運用を連携させる仕組み」として、透明性を確保しつつ基金を原資として実施する取組の検証・改善していくフロー図を示していますので、ガイドラインでもこのフロー図を参考例として掲載します。</p>  |
| 39                      | <p>基金について、示されている算定式で納得できないといった地域が出てきた場合、国としてはどうするのか。そのつど金額を交渉する形になると、ほかの地域でも同様の話が出てきて際限がなくなり、結果として算定式の意味が失われると想定される。国側にしても漁業者側にしても、それぞれの立場や言い分はあると思うが、算定式の内容で折り合えない場合には、その海域では漁業を優先して洋上風力はやらないという判断をするのか、あるいは金額を調整する余地はあるのか、それ次第で案件化の初期段階での議論にも影響すると思うので、このあたりの考え方も示してほしい。</p> <p>また、漁業影響調査について、これは基金の算定式には含まれない (つまり基金とは別に必要額を計上) するものという理解でよいか。漁業影響調査は漁業者側の関心が高い内容だと思うが、この調査にかかる費用が基金の中か外かによって受ける印象はだいぶ変わると思うので、その点も併せて示すとよいのではないかとされる。</p>   | <p>協議会における協議事項は基金の金額の規模だけではなく、様々な論点を勘案して総合的に判断されるものであるため、基金の金額のみで対象区域での洋上風力の実施可否が決まるものではないと考えています。</p> <p>また、地域共生基金は「地域の将来像」の実現を目指すための取組の原資とすることを想定したものです。そのため、地域共生基金には漁業影響調査に要する費用は含まれておりません。</p>   |
| 40                      | <p>漁業者への補償金的なものが挙げられていますが、この金額は年間なのか、30年間の合計なのか明確にしてください。そもそも、こういう「地域共生基金」を出さねばならぬほどリスクがあるなら、すべきでないし、その基金分は結局国民全体が負担することになるっていうのはバカバカしい話です。</p>   | <p>算定式で示した金額は総額です。なお、基金は地域や漁業者との共存共栄を実現するための取組に用いられることを想定したものであり、漁業者への補償金として出捐するものではありません。制度の趣旨に対して御理解をお願いします。</p>   |
| 41                      | <p>地域共生基金への出捐の算定式について、その妥当性が疑問。なぜ電源立地地域交付金を参照するのか。洋上風力と水力との間に類似性はなく (異なる電源種である)、水力の単価を洋上風力に適用することの合理性をお示しいただきたい。また、係数は運営期間 (20年) とするのが妥当ではないか (運営期間しか収益が生まれなため)。</p>  | <p>基金の算定式の検討に当たって、洋上風力については基準とすべき事例が無かったことから、発電事業によって得られる利益の地域への還元という基金の趣旨を踏まえ、類似する考え方を持つ電源立地地域対策交付金を参考としたものです。また、この交付金では、再エネ電源は水力と地熱の2種類が対象となっていますが、洋上風力が数十万kWという大規模な電源であることに鑑み、同様に大規模な電源が多い水力の単価を採用したという経緯です。なお、算定式における係数は、発電所の運転期間だけでなく、洋上風力のために海域の占有を行う可能性のある期間を対象とすることが適切と考え、法律上で最大限許可を受けられる年数である30を引用したものです。</p> |
| 5. 区域の状況の詳細な調査          |   |  |
| (1) 促進区域の各指定基準に関する調査    |   |  |
| 42                      | <p>「公募時に事業者が行う接続検討申込の前提条件を整理」とあるが、事業者が接続検討申し込みを行うにあたって必要となる情報は区域指定時速やかに提供いただくようにしていただきたい。特に促進区域と系統連系地点までの陸上ケーブルルートが確保可能であるか否かについては、時間を要し且つ非常に重要なリスク精査項目であり、できるだけ早期の確認が必要となる。</p>  | <p>系統確保スキームにおける調査で取り扱う情報は、通常一般に公開されない接続検討回答等に関わる内容を多く含んでおり、また未確定・検討途中の情報を広く公開することは、今後の発電事業者公募における競争性に影響を与えるおそれがあるため、国による暫定的な連系予約の要請より後の時点など、内容が確定された後に情報提供を行うことを想定しています。</p>   |
| 43                      | <p>①接続検討申込の前提条件とはどのような内容が記載されるのでしょうか。また、いつ頃公表されるのでしょうか。②国により前提条件が整理された場合も、連系変電所の位置はそれぞれの事業者が個別に選定することで間違いはないでしょうか。</p>  | <p>また、事業者が一般送配電事業者に対する接続検討申込の前提条件をどのような形で整理するかは検討中ですが、連系点に関しては前提条件として整理することを想定しています。</p>   |
| (2) 自然的条件に関する調査内容及び調査方法 |   |  |
| 44                      | <p>沖合にいくほど陸域からの影響が減少し、沿岸域のような複雑な風況分布を呈する可能性は低くなる。したがって、(当然ながらFLS等で全国の沖合域の代表的な数か所を検証する等してマップ精度を担保しておく必要はあるが、) 数値シミュレーションやそのシミュレーション結果を可視化したマップを整備・構築しておけば、現地調査をせずともそれらの手法・マップを活用して風況を把握することが可能となる。沖合は沿岸にくらべて事業者による自主的調査活動が困難であると考えられ、原則としてセントラル方式の適用対象となるものと想定するが、将来的には現地調査をせずとも風況条件を把握できる可能性があるため、その旨にも触れておいてはいいかがか。</p>  | <p>セントラル方式として実施するサイト調査において、風況調査は現地観測を原則実施するものと考えておりますが、数値シミュレーションなど風況を把握するための技術の動向を踏まえつつ、現地観測の簡略化や一部省略といった形が可能かどうか等、調査を効率的に実施していくための方法は継続的に検討していきます。</p>   |

|                                 |  |   |
|---------------------------------|--|---|
| 45                              | セントラル方式のサイト調査を実施しない区域については現地風況調査を実施しない、ということであるが、これはどの時点から適用されるのか。準備区域・有望区域が現存する中で、実施した(する)海域と、実施しない海域が混在するのではないかと考えられ、海域ごとに明確になるようにしていただきたい。公募時点での独自の風況調査を実施するかどうかの判断に大きくかかわる。  | 現在の有望区域のうち、セントラル方式によるサイト調査の対象区域又は過去にNEDOが風況調査を実施した区域のどちらにも該当しない区域は、北海道石狩市沖と青森県沖日本海(北側)の2区域であり、これらの区域ではガイドラインの改訂内容に基づき、風況の現地調査は実施しません。今後の区域に関しては、有望区域に整理する時点で当該区域がセントラル方式によるサイト調査の対象区域に選定されていない場合は、その区域はセントラル方式のサイト調査を実施しない区域として扱います。          |
| 46                              | セントラル方式ではない区域ではサイト調査を実施せず、NeoWins(NEDO洋上風況マップ)上で年平均風速等を確認することとし、現地調査は実施しないことになっています。入札前の初期検討にあたっては、発電量の評価や基本設計に風況データが必要であるため、これまで以上に調査を希望する事業者が増えることが想定されます。この場合、多くの事業者が地元関係者に接触により地元が混乱する恐れもあるため、これまでどおり、国で現況調査をお願いできないでしょうか。   |   |
| 47                              | セントラル方式の対象区域とならない場合でも、自治体や海域利用者の負担軽減のため、海象調査についてはJOGMECによる実施としていただきたい。また、セントラル方式の対象区域でなければJOGMECによる海象調査は行わないとする場合には、近隣のNOWPHASや自治体による海象観測結果により適合性確認を進めることが出来る仕組みの構築をお願いしたい。  | 審議会での議論を踏まえ、セントラル方式の対象外の区域では、国やJOGMECによる風況の現地調査は原則として実施しない方針です。なお、各事業者が個別に地元関係者との接触を図ることにより地元が生じ得る混乱を防止する観点から、現地調査の実施を希望する事業者は、国に情報提供を行った都道府県と事前に調整いただく方向で記載を修正します。   |
| 48                              | JOGMECによるセントラル調査対象とする条件は、運用指針案によれば、事業者による実施の困難さや、個々調査による漁業活動等への支障が主な観点となっているため、「セントラル対象でない=風況が複雑ではない=NeoWinsで十分に精度が担保される」とは必ずしもならないと考える。対象外区域においても海底地盤調査についてはある程度の調査の想定が記載されていることとの比較の観点からも、風況調査についての「対象区域」「対象外区域」の扱いの差が極端であるように感じる。<br>沖合域でのシミュレーション・マップの今後の活用の方向性を検討していく一方で、複雑地形に近接する沿岸等に立地する「セントラル対象外区域」の風況把握については、場合によっては国によるなんらかの現地調査を行う可能性を残す表現としてはどうか。  | また、サイト調査における登録適合性確認機関との連携については、セントラル方式の対象区域における措置です。そのため、セントラル方式の対象外の区域に対して当該機関との連携を図ることは考えておりません。  |
| 49                              | 指定する促進区域のエリアが、隣接する既存の陸上及び洋上風力発電所との離隔距離が適切にとられているかの調査・確認も追加すべきではないか? 離隔距離が適切に取られていない場合、(ウェイクの影響等により)既存の風力発電事業者の発電量を減少させる可能性がある。   | 隣接する既存の陸上及び洋上風力発電所との離隔距離が適切にとられていることは、促進区域の指定基準に該当する事項ではないため、御意見の調査を別途行うことは現状考えておりません。  |
| 6. 促進区域の指定基準への適合性の判断            |  |   |
| 8. 促進区域指定案の公告・縦覧、関係行政機関の長等との協議等 |  |   |
| 9. その他の留意事項                     |  |   |
| 50                              | 改定案において、一定規模以上(3万kW以上)の発電設備が設置可能である区域について、原則、再エネ海域利用法に基づき、国と都道府県が連携して進めることが適切であるとされているが、すでに、都道府県条例に基づき占用許可が付与されている事業については、本ガイドラインの対象外との認識であるが、本ガイドラインにおいても明記していただけないでしょうか。   | 今回の改訂案の内容は、条例による占用許可の権限を有する都道府県に対して規範となる考え方を示すものです。したがって、条例により占用許可を与えられている案件への対応は、当該案件に係る占用の許可権者である都道府県によって判断されるべきものと考えます。  |
| 51                              | 都道府県条例に基づく海域の占用許可については、①近隣での発電事業によるウェイクロスの可能性、②港湾の利用期間の重複可能性も考慮要素に加えて、再エネ海域利用法による発電事業を阻害しないようにより慎重に行われるべき。   | 御意見の内容は、条例による占用許可の権限を有する都道府県に対するものであると思われませんが、御意見は参考にさせていただきます。   |
| II. 洋上風力発電に係るセントラル方式の運用方針(案)    |  |   |
| 1. 本運用方針の位置付け                   |  |   |
| 2. 総論                           |  |   |
| 1                               | 気象海象調査については設計・施工の観点と環境評価の観点から必要な調査と考えるが調査手法についてはJOGMECと環境省にて調整を図り実施していただきたい。サイト調査と環境影響評価の調査については並行して実施されるよう各機関にて連携して実施していただきたい。様々な視点から検討された、できるだけ無駄のない調査を実施することが望ましい。<br>サイト調査は実施されるが、環境調査は実施されないなど海域によって条件が変わるような運用方法ではなく、統一的な運用方法を希望します。   | 前提として、JOGMECのサイト調査と、環境影響評価法等に基づき実施される環境配慮のための調査は実施する目的が異なるため、求められる調査内容も変わってくるものが想定されます。制度運用に当たってはこの点を考慮する必要があると考えられますが、いずれにしても、セントラル方式の制度運用に当たっては、関係機関と連携の上、効率的な実施に努めてまいります。  |
| 3. 事業実施区域の指定及び発電事業者の公募          |  |   |
| 4. 案件形成に向けた地域調整                 |  |   |
| 2                               | 案件形成の図から、基本的には事業者などからの相談及び自治体における検討が案件形成の初期フェーズにあると理解される。しかし、洋上風力の実績が多い秋田県のような都道府県以外では自治体レベルで洋上風力の基礎検討に十分な知識や人材を抱えているとは考え難い。多くの場合、事業者側からの情報のインプットを元に、市町村・都道府県レベルでの検討が行われるのではないかと。その時点で、事業者はそのような動き方をするのに相応なデータ(風況や地盤情報)の収集を開始している可能性が高く、同ページ下部に記載されている「当該区域では事業者が公募前に調査を実施することは前提としない。」と矛盾するのではないかと。以上から、案件形成に当たっては、ノウハウが十分に蓄積されている国を中心とした、日本全国を網羅するゾーニングを起点に行われるべきと考えられる。都道府県レベルでは扱うことが難しい大臣許可漁業についても、国が主体的に検討を行うことで合意へとつながると考える。 | 促進区域指定ガイドラインに則り、自治体を起点とするプロセスと整合する形で案件形成の促進を図る必要があると考えています。その上で、国は地元自治体が行う地域での理解醸成や漁業実態の把握・整理等に対し、自治体側のニーズも考慮しつつ必要な支援を行っていくこととしており、例えば、これまでに新エネルギー等の導入促進のための広報等事業(地域での洋上風力発電に関する案件形成の促進に向けた調査事業)として、自治体の案件形成に関わる検討や調整を支援するための実現可能性調査を実施しています。 |
| 3                               | 「着工前の現地調査を含む漁業影響調査の内容は、対象区域の利害関係者が特定され、当該関係者が参加する協議会での議論により調査すべき事項を固めていくことが重要であり、そこで議論された漁業影響調査の考え方を踏まえ、選定事業者が具体的な調査計画を設計し調査を実施することが必要である」と記載があるが、公募占用計画提出時点では、当該調査の期間・費用が不明なため、落札後に当該漁業影響調査を踏まえた事業計画の変更は認められるか?   | 選定後における漁業影響調査の議論を踏まえた公募占用計画の変更について、その内容が各区域の公募占用指針に定める公募占用計画の変更基準を満たす場合には、当該変更は認められます。  |

|                        |   |   |
|------------------------|---|---|
| 4                      | 漁業影響調査のおおまかな考え方は各協議会でも整理されているが、結局のところ具体的な影響評価の方法やそのための調査方針などについては、具体的な調査計画を設計する事業者に投げられているようにも感じる。選定事業者の決定後にならないと詳細が決められないのは分かるが、（調査費用は基金額に含まれないことを前提にすると）公募への参加段階で調査計画の検討と必要額を積算する必要があると考えられるため、事業者が具体的な調査計画を考える際のガイドラインなり資料集なりが望まれるように思われる。   | NEDOにおける調査研究の一環として、これまでの協議会で議論された漁業影響調査の考え方や海外の調査事例に関する情報の収集や整理を行っています。ここで得られた知見を踏まえつつ、御意見のような資料も含め、対応を検討してまいります。   |
| 5. サイト調査（風況・海底地盤・気象海象） |   |   |
| (1) 実施主体               |   |   |
| 5                      | 「地元関係者と調査に関する調整を行うこととする。」の主語がありません。JOGMEC及び都道府県が調整を行うのでしょうか。  | 都道府県が国に情報提供を行った内容に基づき、当該都道府県とJOGMECが調査に関して地元関係者との調整を行います。   |
| 6                      | 「調査結果はJOGMECから公募に参加する事業者に対して提供するため、事業者が公募前に現地調査を行うことは前提としていない」との記載がございますが、先行して詳細設計などを希望する場合、自主調査を希望し、地元自治体や関係漁業団体等と必要な調整を実施することは問題ないでしょうか。また、先行して実施することが問題ない場合、実施した調査に基づいた検討は公募上評価の対象となりますでしょうか。セントラル方式による調査結果の共有されるタイミングによっては事業計画の迅速性などの観点からも先行調査が必要になるため。   | セントラル方式の対象区域は、JOGMEC法省令に基づきJOGMECが調査を行うこととしたものであり、JOGMEC以外の者が別途調査を行うことが法令上規制されるものではありません。ただし、JOGMEC法省令では社会的特性に該当する場合は「事業者がそれぞれに調査を実施すること等によって漁業その他の活動に支障を及ぼすおそれがあると認められる地域」としており、そのような地域で事業者が個別に調査を行うことは不適切と考えています。また、このため公募に当たっては、JOGMECにより提供される調査データを活用せずに、個別に取得したデータに基づいて作成された公募占用計画が提出されることは、国として想定しないほか、公募占用指針を策定する際の前提とします。 |
| 7                      | 「当該区域では事業者が公募前に調査を実施することは前提としない。」と記載あるが、事業者が個別に調査した結果を用いて公募占用計画を作成することは許容されない、と解釈して良いか。   |   |
| 8                      | 効率性・公平性の観点から、方針発表後に個別調査（継続調査を含む）を行うことを防止する措置を導入することをご検討いただきたい。事業者による調査を一律に規制することにより、資本の最適投下がなされることが期待できる。   |   |
| 9                      | 「JOGMECが調査によって得た「すべての」成果物を、当該区域において実施される発電事業者公募に参加する者に対して提供」としていただきたい。調査・試験で得られた元情報（計測データ、写真など）や採取された試料（コア）は、解釈された情報の信頼度を評価するために必須である。  | 「すべての成果物」は提供する情報の範囲が不明確であるため、御意見のような形の記載は望ましくないと考えますが、今後、公募に参加する事業者のニーズも考慮しつつ、提供する情報の内容を検討します。  |
| (2) サイト調査の方法及び仕様       |   |   |
| 10                     | これまでの経験上、調査は予定通りに進まないことも多く、例えば地盤調査などは調査出来る期間が限られる中で、翌年に調査が持ち越される可能性もあります。従い、調査計画を立てられる場合には十分に時間的な余裕を持って検討頂けますと幸いです。調査完了の遅延は公募図書を作成スケジュールに甚大な影響が及ぶため。  | いただいた御意見も参考としつつ、可能な範囲でスケジュールに余裕を持たせた調査計画となるよう検討してまいります。   |
| 11                     | 「個別仕様の作成に当たっては、必要に応じて有識者や事業者等からの意見聴取を行い、その意見を参考にしつつ仕様を決定し、調査事業を実施する。」との記載について、どのように意見聴取を行う事業者を選定する想定かご教示いただけますと幸いです。事業者によって設計や開発の考え方が異なるため、公平性が確保されるように照会先を選定すべきと思料します。   | 事業者意見の聴取は、対象区域の調査計画に関してJOGMECが実施する発電事業者向け説明会の中での質疑応答のほか、JOGMECホームページにおいて期間を設けてアンケート形式で意見の受付を行っています。なお、意見の受付は特定の発電事業者に限定するようなことはせず、アンケートに対して期限内に提出のあった御意見は、仕様の検討に当たって参考にさせていただいています。   |
| 12                     | 「個別仕様の作成に当たっては、必要に応じて有識者や事業者等からの意見聴取を行い、その意見を参考にしつつ仕様を決定し、調査事業を実施する。」とあるが、個別仕様決定前に個別仕様(案)が各事業者に開示されると理解してよろしいでしょうか。   | 対象区域毎に作成する個別仕様の内容は、JOGMECが実施する発電事業者向け説明会の中で素案として提示しています。その後、アンケートを通じて受け付けた御意見を参考にしつつ、有識者等の意見も伺いながら個別仕様を決定し、JOGMECが調査業務を発注する際の仕様書の中で反映しています。なお、個別仕様に関する情報の公表については、JOGMECホームページでの掲載等の対応を検討します。  |
| 13                     | 「また、事業者選定後に選定事業者が行う詳細設計以降のプロセスの最適化を図るため、公募に参加する事業者に提供される調査データが詳細設計の際にも活用されることを見据え、JOGMECは調査計画を検討する段階から登録適合性確認機関との連携を進めていく。」と記載あるが、調査仕様については可能な限り早く公表をお願いしたい。  |   |
| 14                     | 「公募に参加する事業者に提供される調査データが詳細設計の際にも活用されることを見据え、JOGMECは調査計画を検討する段階から登録適合性確認機関との連携を進めていく。」とあるが、適合性確認を取得し得るデータであることは保証されていないと理解している。適合性確認に使用できるデータであることは、入札後に観測をやり直すことで発生するコストやスケジュール遅延を抑える観点でも重要である。データ提供時に、適合性確認での使用可能性について実際にスペックの決定を行った専門家からのコメントが付加されることが望ましいと考える。適合性確認に使用できると解釈（ないしは誤解）した事業者とそうでない事業者では、スケジュールや入札後の開発コストに大きな差が生じてしまう。その場合、入札の評価に大きく影響してしまうため、すべての事業者間で共通の認識を持つ必要がある。 | JOGMECは、調査計画の検討段階から登録適合性確認機関と意思疎通を図り、必要な連携を進めていくこととしています。その上で、登録適合性確認機関における審査の独立性の観点等から、いただいた御意見についての対応の可否は現時点で明確にはできませんが、御意見の趣旨を踏まえつつ、どのような対応が可能か今後検討してまいります。  |
| 15                     | JOGMECから情報提供を受ける際に、登録適合性確認機関との事前確認結果の議事録等を共有頂きたい。情報提供を受けた後の認証プロセスをスムーズに行うため。  |   |
| 16                     | JOGMECと日本海事協会との間の協定締結に関する記載がございますが、その他の登録適合性確認機関については連携の動きはございませんでしょうか。同じ登録適合性確認機関であるにもかかわらず、調査内容と認証取得に関する調整度合いが異なるのは適切ではないと考え、質問させていただき次第です。   | JOGMECと登録適合性確認機関との連携は日本海事協会に限定するものではなく、適合性確認機関として登録を受けた者と連携を図っていくことを考えています。なお、JOGMECと当該者との間で協定等を締結することに関しては、JOGMECだけでなく相手先の事情も考慮することが必要です。  |
| 17                     | 有識者委員会を構成する外部有識者には先行する海外の専門家を加えてほしい。国内に専門家が少数であるこの分野において海外の知見を活用することが重要と考える。  | JOGMECの有識者委員の候補として海外の専門家を妨げるものではありませんが、専門的・技術的見地等から適切と考えられる者をJOGMECが選定し、委員として委嘱しています。   |
| 18                     | 有識者委員会には民間の発電事業者を委員として招いていただきたい。この産業は官産学が力を合わせてつくりあげるべきものとするため。   | JOGMECの有識者委員会に発電事業者の委員を含めることは、委員会での議事と当該事業者の検討内容との関係で利益相反が懸念されるため、不適切であると考えます。  |
| (3) 調査結果の提供方法          |   |   |
| 19                     | 調査結果の提供時期についても記載いただきたい。その上で、全ての結果がまとまった段階や促進区域指定後や公募開始時期ではなく、結果がまとまった調査から順次提供する、また風況調査等長期を要するものについては一定期間の観測データが取得できた段階で随時提供するといったことを検討いただきたい。   |   |

|                     |  |   |
|---------------------|--|---|
| 20                  | 事業者が提供される「セントラル方式」データに基づいてプロジェクト計画、及び事業性評価を実施するためには、一定の期間が必要になると考えられますが、サイト調査（風況、海底地盤、気象海象）のデータを含めて公募開始の何カ月程度前までに提供される予定か？公募に入札する事業者がプロジェクト計画の作成に同データを適切に反映するためには、一定程度の準備期間が必要。  |   |
| 21                  | 提供時期に関して記載がないが、公募が開始される前には情報を受領できると考えてよいか？また、風況調査・海底地盤調査・気象海象調査を纏めて配布することを考えているのか？それとも、それぞれ調査結果の整理・配布準備ができた段階で情報を提供頂けるのか？目安として公募開始の〇カ月前には全ての調査結果を配布するといった決まりを設けて頂けないか？調査結果の配布が、公募期間に入ってからになると事業者側の検討期間が限られてしまうため確認したい、あるいは改善いただきたい。  |   |
| 22                  | 調査結果の提供時期については、「詳細は公募に関する案内の際に別途周知する。」とありますが、風車設計やサウライヤーへの見積もりを進める観点から、セントラル方式で調査したデータ開示については、極力早期に情報開示いただくようにご配慮願います。   |   |
| 23                  | 公募開始時期に対する、調査結果の提供時期の考え方を明記するとともに、運用指針に基づく規程や補足資料等において具体的な考え方を示していただきたい。   |   |
| 24                  | 調査結果をいつ開示するのかお示しいただきたい。そのうえで、「調査結果の開示に関しては、公募占用指針が出る遅くとも6か月前」としていただきたい。  |   |
| 25                  | 新たに導入された制度を効率的に運用するため、調査が終了しデータが整った後、入札プロセス開始の数ヶ月前、又は促進区域指定の前後に開示してください。入札準備期間が6ヶ月にすぎないため、入札プロセスが開始されると同時に（またはその後間もなく）調査データが公表される場合でも、入札準備期間は短いため。入札参加予定事業者は、少なくとも、基本設計を完成させることができず、様々な請負業者/供給業者から期限内に見積りを得ることができない可能性が高い。<br>セントラル方式の調査は複数年に渡って行われるが、基本的には単年度のプロジェクトと理解しています。したがって、入札プロセス(本セントラルシステム実施前に既に実施しているNEDO調査を含む)の開始を待つのではなく、調査が終了次第、調査データ・情報が公表されることを希望します。   |   |
| 26                  | データの公開範囲について、諸外国の方針と大きく異なると思う。例えば、ドイツやオランダにおいては、公募参加者だけでなく、広く一般に取得データの公開が行われている。その結果、そのデータを使用した技術開発や基礎研究が頻繁に実施されているのが現状である。これを妨げることは、洋上風力の発展を望む国の意向と異なるのではないか。各プロジェクトにおける入札目的だけでなく、広い視野を持って、データの公開範囲について、検討をいただきたい。<br>過去の一般海域のラウンド1と2では、データの使用についてかなり厳しく制限が課せられていたと理解している。一方で、観測業者のみ、そのデータを社内の技術研究に使用しており、税金を使用した公益的なプロジェクトとは言えない状況である。同じく、過去にNEDOや経産省が実施した銚子や北九州、福島における着床式・浮体式風力発電の実証においても、データは収集されていたものの、一般的に使用が可能な粒度での情報提供がなされてこなかった。これにより洋上風力発電に関する技術発展（特に洋上での乱流強度等）が妨げられてきたのではないか。 | 調査データの取扱いに関しては、審議会での議論のとおりセキュリティ面で適切な対応が求められるため、広く一般公開することは考えておりません。<br>一方で、JOGMECに蓄積される調査データの公益的な還元という観点からは、セキュリティ面での配慮を前提とした上で、洋上風力分野において協調領域となる議論への寄与を目的に、例えば風況観測技術の高度化・効率化に向けた研究開発や標準化での活用等、どのような対応が可能か今後検討してまいります。   |
| 27                  | ドイツやオランダ等の例にならって、生データを含むすべてのデータが提供されるようにしていただきたい。  |   |
| 28                  | 各受領者が様々な観点から評価・分析できるよう、コンサルタントが評価・分析した報告書だけでなく、調査結果の生データも含めて公表していただきたい。データの解釈が非常に重要であり、そのためには生データが必要であるため。かつ、費用負担者が事業者であるならば提供されるべきと考える。   | 調査結果に関する事業者への情報提供では、分析・評価した報告書や集計値だけでなく、現地観測によって出力される「生データ」を含めた形での提供を考えています。なお、「生データ」の具体的な定義については別途整理の上、その定義に基づき提供することとします。   |
| 29                  | システム構築は事業者ニーズではないため全額国費で負担されたい。現状の国データ共有の方法でも事業者側は困っていません。その改善にあたるため、事業者の負担からは除外していただきたいです。  | JOGMECが事業者にデータを提供するシステムについて、この構築や運営にかかる費用を事業者に請求することは考えておりません。  |
| 30                  | 洋上風力発電設備の基本設計が可能な風況データや地盤調査データを保有している事業者がいる場合においては、事業者の承諾のもとJOGMEC がデータを買収するなどして、入手した情報を公開することもご検討いただけないでしょうか。   | JOGMECが事業者からデータを買収することは考えておりません。また、JOGMECが調査対象区域での調査計画を検討する際、既に調査を実施しデータを保有している事業者の存在を前提とはしません。   |
| (4) 調査対象区域の選定の要件と手順 |  |   |
| 31                  | JOGMEC法省令第17条に示されるセントラル調査の適用要件一.と二.は、それぞれ具体的にどのようなケースを想定しているか明確にしてください。特に、「一. 海域の自然的条件、風力発電設備の設置に関する技術的条件その他の条件から判断して、事業者が海域の調査に関する自主的な活動を十分に実施することが困難と認められる地域」を満たした時点でJOGMEC法省令上セントラル調査の対象海域になり得ると読めるが、その一方で、事業者の調査は「法令上規制されるものではないが、事業者による調査が前提とされる区域では、セントラル方式の適用対象として選定されない」という説明があり、矛盾しているように見受けられるため、より明確な基準を示していただきたい。  | 要件の一.について、事業者が調査を実施することは法令上で規制されるものではないため、どの海域においても、事業者が自主的に調査を実施している可能性があり得ます。しかし、そのような海域の場合には「事業者が海域の調査に関する自主的な活動を十分に実施することが困難と認められる」の要件を満たさなくなる、という趣旨で記載したものです。<br>要件の二.については、都道府県からの情報提供を受ける際、都道府県としてセントラル方式によるサイト調査の実施を希望するか、また希望する場合には当該要件に合致するか、という観点から確認しています。<br>なお、両方の要件とも、各海域の個別の状況を勘案して判断するため、画一的な形で基準を定めているものではありません。また、要件は一.と二.のうち片方を満たせば調査の対象になり得ます。 |
| 32                  | 既に有望区域に指定されている海域（例えば松前沖）については、これから新たにセントラル調査の対象となることではないとの理解でよろしいでしょうか。現状有望区域に指定されている海域の中においても、セントラル調査の対象となっている海域と対象となっていない海域が混在しており、各海域がセントラル調査の対象となるか否か明確にお示しください。   | セントラル方式としてJOGMECが実施するサイト調査の対象区域は、当該区域の選定時に公表しています。なお、有望区域に整理する時点でセントラル方式の対象区域に選定されていない場合は、セントラル方式の対象外の区域として扱います。また、現在の有望区域のうち、JOGMECが調査を実施していない区域では、新たにJOGMECが調査を実施することは想定していません。   |
| 33                  | どの海域がセントラル方式の対象になるのか（例えば、ラウンド4以降の全海域が対象となる等）。  |   |
| (5) 調査に係る費用負担の扱い    |  |   |

|            |  |  |
|------------|--|--|
| 34         | 本セントラル方式で取得されたデータにつき、使用をしない/購入しないという選択は可能なのか。必要以上のスペックであったり、適合性評価に使えないような高額の場合、そのような選択が各事業者でできるようにすべきではないか。  | JOGMECの調査データの提供は、事業者側が希望する場合に提供するという任意を前提としたものであり、公募参加上の要件ではありません。その上で、JOGMECから調査データを提供する場合、公募で選定された事業者は選定後に調査費用を負担することを条件として、これに同意できる事業者に情報提供を行います。<br>なお、公募に当たっては、JOGMECにより提供される調査データを活用せずに、個別に取得したデータに基づいて作成された公募占用計画が提出されることは、国として想定しないほか、公募占用指針を策定する際の前提としません。  |
| 35         | セントラル方式で実施した調査成果の受領は任意（事業者判断）となるのか。また、任意とした場合に、情報提供を受けない場合でも事業者を選定された場合は費用負担が発生するのか。調査結果の成果は事業者からの申請に基づき行われるとすると、申請を行わないという選択肢（例えばセントラル方式で実施する前に既に事業者にて実施済みの場合や、価格が著しく高い場合等）も取りうるとも考えられる。  | 調査データについて、個別の事業者の希望を踏まえ一部を分割して提供することを認めると、セントラル方式の対象区域に選定されるより前に調査を実施する事業者が発生するなど、逸脱行為を誘発することになるため、このような対応は考えておりません。   |
| 36         | セントラル方式での実施区域に指定される前に既に事業者自らで実施している調査等がある場合には、セントラル方式で実施した調査結果の全部を必要としなくなることから、調査結果の一部のみ提供を受けることを可能としていただきたい。海域によってはセントラル方式での実施区域に指定される前に、既に事業者自らで実施している調査もあると考えられ、その場合にはセントラル方式による調査結果の全部を必要とはしなくなる。必要のない情報は受け取らずに、その分の事業者負担が減るのであれば、事業者にとっては経済性が向上することから要望するもの。  | 調査費用の支払期限に関しては、調査対象区域におけるJOGMECの情報提供に関する周知の際に、具体的に示すこととします。  |
| 37         | 調査費用に掛かる選定事業者の債務は公募占用計画の認定を行った日以降に請求されることとありますが、具体的に支払期限はいつ頃になるのでしょうか。調査費用の支払時期により事業採算性へ影響があり、調査費用の支払いには事前に予算確保が必要であり、その工程感を確認したい。   | それぞれの事業者が想定する風車設置位置等に関わらず、JOGMECの調査に要した額を選定事業者に請求します。  |
| 38         | 各海域の調査概要によれば海底地盤調査におけるボーリング点数は数点に絞って実施するものと考えられる。その際に、ボーリング箇所が事業者の想定する風車設置箇所と異なる場合の費用負担についても念のため伺いたい（風況調査等も並行して行うので可能性は低いと思うが、選定事業者としては自分たちが確かに利用するデータに対して支払いをしたいと考えています）。   | JOGMECのサイト調査は、事業者が公募に参加する際に行う基本設計に用いることを目的に実施しているものです。そのため、公募による選定の後、選定事業者が詳細設計を行うために必要に応じて追加で調査を実施することは当初から想定している事項であり、それを前提としてJOGMECが行う調査計画を作成しています。従って、JOGMECの調査で個別仕様に基づく調査結果が得られている場合、事業者が追加で調査を行うことはJOGMECによる調査が不十分又は不備や瑕疵があったと判断すべきものではなく、国やJOGMECの帰責によるものとは考えていません。<br>なお、JOGMECは執行管理の一環として、調査成果物が個別仕様で規定する基準等に適合しているかを十分に確認するとともに、仮に委託先からの成果物について欠陥等が見受けられる場合は、JOGMECから当該者に対して追完請求等の必要な措置を執ることも想定されます。 |
| 39         | 仮に調査不備・データのとり直しなど生じ、通常想定されるコストより高い調査費用となっていると考えられる場合に、事業者側にその費用負担を求めるのか？   | 本文中の調査費用は基本的に同じことを指していますが、誤解が生じない表現に修正します。   |
| 40         | 「調査結果（もしくはその解釈）が誤っており調査のやり直しが発生する」、「十分な調査結果が行われておらず追加の調査が必要となる」など、調査結果に瑕疵があった場合、実施主体である国の責任としていただきたい。仕様の決定、調査の遂行等は国が行うものであり、その瑕疵は発注者である国が負うべきと考えます。  |  |
| 41         | 「…事業者は、…調査費用相当額の支払を行うとともに、JOGMECは…調査費用を請求することとする」について、前者の調査費用と、後者の調査費用は同じものと認識して良いでしょうか。並列で記述されているため、前者の調査費用相当額に加えて、別の調査費用を請求されるようにも読めます。  |  |
| 42         | 傭船料など調査に関する費用削減努力を促すため、調査総額の一定割合をJOGMECが負担するなど、JOGMECによる調査が最も合理的かつ安価な方法を採用することを促す措置をご検討いただきたい。   | JOGMECが調査事業を執行する際には、国の委託事業事務処理マニュアル等に基づき、支出する経費の適切性や妥当性を確認した上で所要額を積算するとともに、公的機関において求められる調達手続きを経て委託先の選定を行うなど、経済性の観点も十分考慮しながら事業を実施しています。<br>また、監視船業務に関する傭船料については、今後、港湾請負工事積算基準（国土交通省）等の公共事業等で用いられる基準を踏まえて所要額を算定することとします。   |
| 43         | セントラル方式で実施する調査は、その費用が適切な価格となるような仕様策定や調達手続きをお願いしたい。事業者が支払うことになる調査費用相当額はプロジェクトの収益性に直結するため、その負担が適切なものとなるよう要望するもの。   |  |
| 44         | 実施する調査が適切な価格で行われることをどのように確認するのかご教示いただきたい。通常事業者単体で実施する場合においては、複数社からの見積もり取り付けの後、詳細な項目について明確化・費用削減を行った上で、契約を締結するのが一般的である。また追加費用についても厳格に調査がなされる。JOGMECにて行う場合に、正当に評価が可能なのか。専門家は技術のみにフォーカスするため、この点については評価できないと考える。   |  |
| 45         | CPT調査などは調査会社に対して外貨払いのケースもあると思われるが、事業者選定後、事業者からJOGMECへ支払う際は外貨建てでの支払いか？それともJOGMECが調査会社へ支払った際の為替レートで換算した日本円払いとなるのか？   | JOGMECからの調査業務の発注は日本円建てによる契約が前提であり、外貨建てによる支払いは想定しておりません。  |
| 6. 系統接続の確保 |  |  |
| 46         | 「系統確保スキーム」の「国による対象区域の合理的な系統接続の方針の整理」について、何をどこまで国で実施頂けるのか明確にお示しいただきたい。検討にあたっては、具体的な連系先に加えて、事業者側にて工事を実施する範囲（揚陸点や陸上ルート、連系変電所位置等の自営線工事）も加味して検討してほしい。   | 調査の際には、区域の想定出力規模や連系点の選定のほか、連系点までの自営線の想定ルート等、発電事業者が検討を行う事項についても必要に応じて加味した上で妥当性の検討を行っています。   |
| 47         | セントラル方式による系統接続の確保について、系統確保スキームを適用するだけでは洋上風力発電の促進は難しいと感じます。現状ではノンファームとN-1電制によって系統の増強は必要最小限に抑えられる仕組みが整備されているので、系統確保スキームを適用してもしなくても殆ど違いは生じなくなっています。セントラル方式とするならば、系統の容量確保だけでなく、洋上変電所までの整備を行うべきだと考えています。同一海域の沖合に追加で洋上風力発電所を設置する事も今後は十分に考えられますが、洋上風力発電所毎に陸揚げケーブルを設置する事は、陸地近傍の漁業に対して影響が大きいです。セントラル方式とするならば、将来的な洋上風力発電所の増設も視野にいれつつ、洋上変電所の整備まで含める事を検討して貰えないでしょうか。 | 系統確保スキームにおける検討において、洋上変電所の可能性を排除しているものではありませんが、「同一海域の沖合に追加で洋上風力発電所を設置する事」自体の見込み（蓋然性）も勘案して判断することが必要と考えられます。いずれにしても、各区域での検討に当たっては、全体最適の観点も考慮しつつ、必要な対応について検討してまいります。   |

|         |  |   |
|---------|--|---|
| 48      | <p>公募開始後にこれらの系統接続確保の蓋然性が損なわれ当該区域における事業性が確保できないと判断された場合は、選定事業者はペナルティ無しにプロジェクトを放棄することができる（保証金も回収できる）と考えてよいでしょうか。現状、事業者に提示される連系点に基づき設計すると費用負担が非常に大きくなり、豊富な風資源があるにも関わらず、CAPEXに多大な影響を与えています。我々は、連系点は継続的に開発され、事業の実施フェーズまでにはより費用対効果の高い連系点が国により提示される（必要がある）と考えています。これに関し、国の見解をお示しください。</p> | <p>「系統接続確保の蓋然性が損なわれ当該区域における事業性が確保できないと判断された場合」が具体的にどのような状況なのか不明確であり、そのような仮定に基づく御質問に対して回答をお示しすることは困難です。また、事業者側における事業性や費用対効果の観点も重要ですが、系統整備のあり方は洋上風力に関する議論のみで決まるものではなく、様々な事情を勘案した上で、総合的に判断することが求められるものと考えています。</p> |
| 7. 環境配慮 |  |   |
| 49      | <p>セントラル方式の制度運用対象として環境影響評価が含まれているが、当該環境影響評価については新たな制度について検討が為されている状況であり、その適用時期や従来の環境影響評価法に基づく手続きを開始した場合の移行措置等を早急に明らかにしたい。</p>  | <p>今後、環境省における検討状況を踏まえつつ、必要事項の整理を検討していくこととしています。</p>   |